

芸術文化観光専門職大学 地域リサーチ&イノベーションセンター運営委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、芸術文化観光専門職大学地域リサーチ&イノベーションセンター運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 地域連携事業に係る情報収集及び相談に関する事項
- (2) 地域連携事業に係る地域連携活動主体への情報提供に関する事項
- (3) 地域課題と大学資源のマッチングに関する事項
- (4) 地域連携事業の企画立案に関する事項
- (5) 地域連携事業の運営に関する事項
- (6) 地域連携事業に係る外部資金の獲得に関する事項
- (7) 小中高等学校との連携に関する事項
- (8) 地域住民向けの公開講座、出前講座等に関する事項
- (9) リカレント教育、生涯学習に関する事項
- (10) 地域住民への施設開放に関する事項
- (11) 地域リサーチ&イノベーションセンターの広報に関する事項
- (12) 関係機関との連携及び調整に関する事項
- (13) その他地域リサーチ&イノベーションセンターの業務を実施するために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、学長が指名する者をもって構成する。

(任期)

第4条 前条に定める委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、地域リサーチ&イノベーションセンター長をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、事務局地域リサーチ&イノベーション推進部地域協働課において行う。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。